

マイホームと個人／家族化

平山 洋介

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

住宅所有と社会契約

戦後日本の特徴の一つは、「結婚・持ち家」社会として存立してきた点にある。政府は、住宅政策の運営に関し、多くの人びとが標準パターンのライフコースを歩むと想定し、中間層の持ち家取得を促進した。結婚し、マイホームを買うことは、出自からの独立、家庭の自立、資産の保有を支え、“住宅所有に根ざす民主社会”のメンバーシップを意味した (Ronald, 2008; Saunders, 1990)。結婚とマイホームは、人生のセキュリティを“約束”し、戦後日本における“社会契約”の核としての位置を占めた。

にもかかわらず、前世紀の末頃から、“脱成長”の文脈のなかで、標準型のライフコースをたどる世帯は減った (Hirayama, 2010)。雇用の不安定化、人口の少子・高齢化、未婚率の上昇、住宅ローン負

担の増大など、これらすべてはライフコースの軌道を分岐させ、「結婚・持ち家」社会の安定を脅かしている。

では、住まいと人生の関係の変化は、どのように理解されるのか。ここでは、住宅関連のライフコース変化をとらえるために、「個人化」と「家族化」に着目するアプローチをとる (Hirayama, forthcoming)。

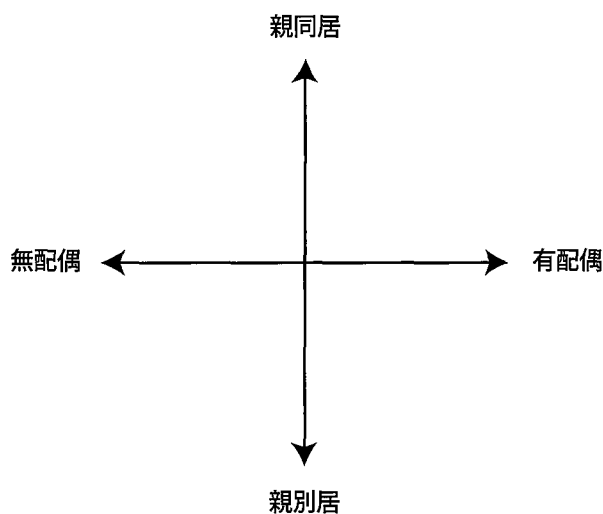
戦後日本では、“家族の近代化”によって、直系家族制が衰え、核家族制が台頭するという見方が支配的であった。この“定説”のもとで、独立した夫婦中心世帯がマイホームを取得し、そこに住むというパターンが社会の輪郭を形づくると考えられた。しかし、人びとの「個人化」によって、結婚しない人たちが増え、単身世帯の比率が上がった。さらに、親元にとどまる成人未婚の“世帯内単身者”が増加した。このグループは、未婚のままという点では「個人化」を含意し、親子関係から住む場所を得ている点では「家族化」を反映する。結婚した人たちは、持ち家を買おうとする。そこでは、親が子の住宅購入を支援する「家族化」のケースが増えた。一方、既婚子と親の同居による持ち家の継承というパターンは、根強く残っているばかりか、増加に転じる兆候さえみせる。ここには、住宅資産の「家族化」の傾向が表れている。「個人化」と「家族化」は、人びとを正反対の方向に向かわせる力でありながら、「自立した世帯」による持ち家取得という標準パターンを減らす点では、同一方向の力を生んだ。

ひらやま ようすけ

1988年神戸大学大学院自然科学研究科博士課程修了。学術博士。住宅政策・都市計画を専攻。神戸大学発達科学部助教授などをへて、現在、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授。

著書に『住宅政策のどこが問題か』（光文社新書）、『都市の条件—住まい、人生、社会持続』（NTT出版）、『住まいを再生する—東北復興の政策・制度論』（編著・岩波書店）、*Housing and Social Transition in Japan*（編著・Routledge）ほか。

図1 世帯形成の「タテ・ヨコ」関係



出所:筆者作成。

世帯形成の「タテ・ヨコ」関係

「個人・家族化」の程度を測るために、ここでは、世帯形成の「タテ・ヨコ」関係にもとづく居住類型を設定する。「タテ」は親子関係、「ヨコ」は夫婦関係を意味する。そして、「タテ」については、親と同居しているかどうか、「ヨコ」に関しては、配偶者をもつかどうかを指標とし、個人を分類すると、「有配偶・親同居」「有配偶・親別居」「無配偶・親同居」「無配偶・親別居」という四つの型が得られる(図1)。世帯パターン分類方法は多様である。そのなかで、ここでの居住類型は、世帯の構成と性質をみるための最重要の指標である「タテ・ヨコ」関係をよりダイレクトかつシンプルに表現する点を特徴とする。

戦後日本では、“家族の近代化”のもとで、「タテ」関係にもとづく直系家族制が衰え、「ヨコ」関係に根ざす核家族制が台頭するという見方が“定説”となった。親との「タテ」関係から独立し、配偶者との「ヨコ」関係を重視する人たちが増え、「有配偶・親別居」のグループが戦後社会のメインストリームを形づくるとい言説とイメージが普及した。

国勢調査の結果から、人びとの居住類型を、若年層(30～34歳)と中年層(50～54歳)に関して観察すると、「有配偶・親別居」が最も多く、それは、“家族の近代化”に符合する(図2)。しかし、

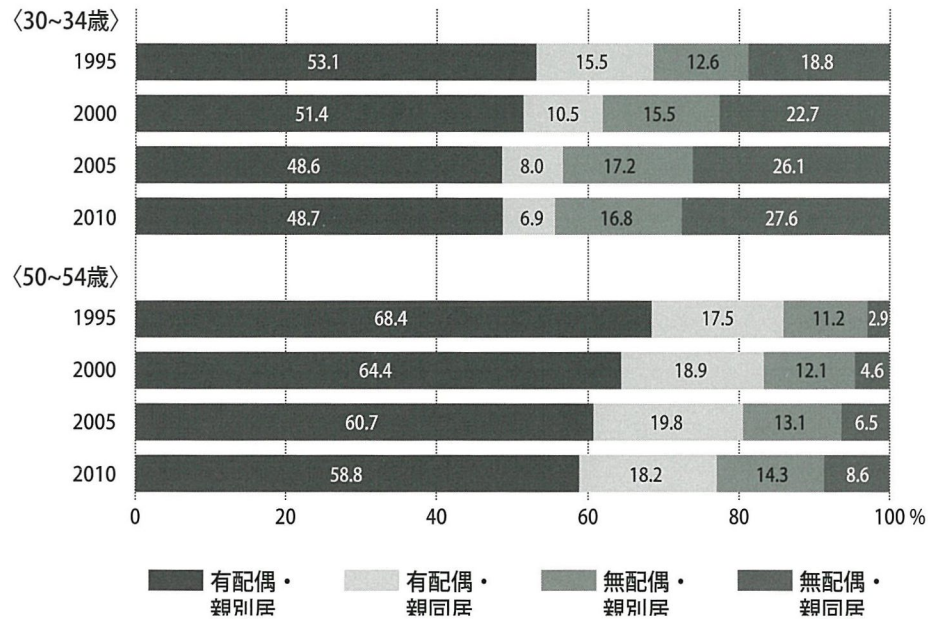
その比率が経年につれて減っている点を見る必要がある。若年層では、「有配偶・親別居」の割合は、1995年では53.1%であったのに対し、2010年では48.7%に下がった。中年層の「有配偶・親別居」率は、同じ時期に、68.4%から58.8%に減った。この傾向から浮かび上がるのは、個人と世帯・家族、そして住まいの関係が戦後家族の“定説”の範囲を超え、新たな段階に入っているのではないかと、という問いである。

無配偶者の住宅困窮

増大したのは、「無配偶・親別居」と「無配偶・親同居」の人たちである。未婚と離婚が増えるにしたがい、無配偶のグループが必然的に拡大する。「無配偶・親別居」の中心は、一人世帯をつくる単身者である。親元に住む「無配偶・親同居」の世帯内単身者は、急増し、大規模なグループを形成した。「無配偶・親別居」と「無配偶・親同居」を合わせた比率は、1995年から2010年の間に、若年層では31.4%から44.4%、中年層グループでは14.1%から22.9%に上がった(図2)。

「個人化」した単身者は、増えているにもかかわらず、「結婚・持ち家」社会のなかでは、周縁の位置しか与えられない。政府の住宅政策は、家族世帯の安定を優先させ、単身世帯をほとんど支援しな

図2 居住類型の変化



注:不詳を除く。

出所:国政調査報告より作成。

かった。単身者の大半は、民営借家に住む以外に住まいの選択肢をもたず、住宅水準とコスト負担に関し、不利な状況に置かれた。単身者は、結婚までの過渡的な状態の人たちとみなされ、多くの人びとは、結婚してはじめて住宅政策の対象に含まれた。

住宅金融公庫は、1980年代になるまで、単身者に融資しなかった。住宅公団(現・都市再生機構)は、1970年代後半から単身者向け住宅を供給しはじめたが、その動機の一つは空き家への入居者の確保であった。公営住宅の制度は、入居資格に「同居親族要件」を設定し、単身入居を受け入れなかった。この要件は2012年によく廃止された。しかし、多くの自治体は、公営住宅管理の条例を用い、単身入居を制限し続けている。

単身者の住宅条件がジェンダー化している点に注意する必要がある。単身の男女を比べると、女性は、収入がより低いにもかかわらず、より高い家賃を支払い、住宅確保のために、より重い負担を負う傾向をもつ。女性単身者の多くは、住まいに関し、立地の良さ、高水準の設備と防犯性能、安全な近隣環境などを求める。ここから、低収入かつ高家賃という単身女性の特性が形成された(平山, 2011)。

目だって増えたのは、親の家に住み続ける未婚

者である。このグループは、低賃金かつ不安定就労の人たちをより多く含む(住宅政策提案・検討委員会, 2014)。世帯内単身者には、親元に住むことを積極的に選ぶ人たちだけではなく、雇用・収入の不安定さから親の家を離れられない人が多い。単身者の住宅確保を支援しない住宅政策もまた、未婚者を親元にとどめる効果を生んだ。ここには、「個人化」した低所得者を「家族化」によって支えるという関係がみられる。

未婚者の大半は、単身者または世帯内単身者である。この両者のバランスについて、男女を比較すると、女性では、世帯内単身者の割合がより高い。「嫁入り前」の女性が親元にとどまる傾向は、暗黙のうちに「自然」「当然」とみなされている。企業による若年女性の雇用は、自宅通勤を条件とする場合が多い。これに加え、住宅条件の男女差が親の家を離れる未婚女性の少なさに関係した。住宅に対する高い要求水準、労働市場での地位と賃金の低さは、女性たちの単身者としての独立を抑制した。

有配偶者の住宅購入

住まいを所有する「有配偶・親別居」世帯は、

減ったとはいえ、依然として「結婚・持ち家」社会のマジョリティである。しかし、“標準世帯”による持ち家取得というパターンは、衰退しはじめた。“脱成長”の経済停滞が続き、収入が減ったことから、住宅購入はより困難になった。住宅ローンの利用では、LTV (Loan To Value)が上昇し、返済負担が増大した。LTVとは、購入住宅の価格に対する借入額の割合を指す。低収入の世帯は、家を買おうとすると、頭金を少ししか準備できず、LTVを上げざるをえない(Hirayama, 2010)。

この経済変化に対する世帯の反応の一つは、妻の就業である。“標準世帯”の住宅取得は、「男性稼ぎ主」型モデルにもとづいていた。しかし、男性世帯主の収入は減少し、既婚女性の労働市場参加が増大した。持ち家取得の仕方では、「男性稼ぎ主」が買うという旧来のパターンが依然として多いとはいえ、夫婦共同の購入が増えている。

共働き世帯の持ち家取得では、夫だけではなく、妻の就労状況が住宅購入の内容を左右する(平山, 2011)。妻が正規被用者のグループでは、購入した住宅の多くは高額であるが、世帯の収入が高いために、住居費負担率は低い。妻の高い経済力は、世帯の持ち家取得を支えた。しかし、共働きによって高額住宅を買った世帯は、妻の就業が困難になれば、持ち家を維持できない。言い換えれば、住宅ローンの支払いのために、夫だけではなく、妻も、労働市場からの退出を選べない。既婚女性の正規就労が住宅購入を支え、そして、持ち家保全の必要が女性就業の継続を不可欠にするという連関がある。妻が非正規被用者のグループでは、夫の経済力が低く、持ち家を取得した後に、住宅ローン返済のために妻の就業が必要になったというケースが多い。彼らが購入した住宅の多くは低価格である。しかし、このグループでは、妻が働いてもなお、収入が低く、LTVと住居費負担率が高い。

持ち家取得の経済変化に対するもう一つの反応は、親世代が子世代の住宅購入を支える「家族化」である。若い世代の経済上の安定は損なわれ、しかし、親世代には、資産を蓄積した世帯が多い。このため、親が子世帯の持ち家取得を援助するケース

が増加した。政府は、資産の世代間移転を促すために、住宅購入支援の生前贈与に関し、税制上の優遇の幅を大胆に拡大した。この施策は、若い世代の住宅事情を改善するだけでなく、経済刺激の効果をもつと考えられている。マイホームの取得とは、若い夫婦が出自を離れ、独立するための手段であった。この独立の程度は、「家族化」によって、低下した。

直系家族制の再発見

戦後日本では、“家族の近代化”に沿って、直系家族制は核家族制に移行し、世帯形成の軸線は「タテ」から「ヨコ」に変換すると考えられた。この見方は、夫婦中心世帯が増え、三世代世帯が減るといった現実の世帯変化によって、ほとんど常識となった。しかし、核家族制の浸透は、戦後の人口特性のために、“実態以上”に強調されていた側面がある。親と同居する既婚子は、一人だけで、たいていの場合、長男である。このため、1920～30年代生まれの兄弟姉妹の多い世代がつぎつぎと結婚した1950～60年代頃、次三男と娘の核家族世帯が急増した。その結果、長男と親の同居慣行は、続いていたにもかかわらず、“みえにくく”なった。高度成長期に農村から都市に向かった大規模な人口移動は、親子を空間的に切り離し、都市に増大した核家族世帯は、“家族の近代化”を象徴した。

さらに、家族制度の“定説”に対する有力な批判として、加藤(2005)は、直系家族制が持続しているという見方を実証的に提出した。加藤が注意を促したのは、子世代の結婚時点での同居が減ったとはいえ、結婚から時間が経ってからの同居率はほとんど下がっていないという点であった。結婚時同居の減少は核家族制の普及の証拠とはいえ、同居率の統計は親子同居慣行の持続を示唆する。加藤は、同居を促す最大の要因として、持ち家の継承を挙げ、それ以外の理由として、夫が長男であること、親の加齢・死去などを指摘した。

居住類型のデータを見ると、中年グループでは「有配偶・親同居」は2割弱で推移し、減っていない

い（前掲図2）。長男のケースに限定した統計が存在すれば、同居率はより高くなるとみられる。核家族世帯をつくった夫婦であっても、自分たちが中高年になる頃、老親を支え、持ち家を受け継ぐために、同居への移行を選ぶことがありえる。この点が、中年期「有配偶・親同居」率の一定水準での安定に反映した。これは、持ち家が世代を超える資産として「家族化」している状況を意味する。

親子同居または近居にもとづくセキュリティ形成を促そうとする政策の拡大の兆しがある。高齢者は増え続け、社会保障の国家負担はさらに増大する。ここから、親子同居・近居を奨励し、家族の高齢者扶養を促進する施策が増える。若い世代では、共働きが増え、少子化が進んだ。親子同居・近居は、親世代による子育て支援に役立つと考えられている。持ち家の世代間移転は、親子の助け合いを媒介し、家族関係にもとづくセキュリティ形成を促す役割をもつ。住宅購入の困難さが増すなかで、子世代は、親世代の持ち家の継承のために、同居ないし近居を選ぶ可能性がある。戦後日本のマイホームは、夫婦の「ヨコ」関係を強調し、その自立を表現した。このパターンを中心とする社会の持続は、経済衰退と高齢化によって、より困難になった。親子の「タテ」関係が再浮上し、持ち家の「家族化」が進みはじめた。

新しい約束に向けて

「結婚・持ち家」社会の縮小にとまない、特定のライフコースを標準とみなし、そこに援助を集中するのではなく、より多様な人生に中立に対応する住宅政策が必要になる。独立・自立した核家族世帯が持ち家を取得し、メインストリーム社会を形成するというシナリオは、「個人化」と「家族化」によって、ほとんど成り立たなくなった。増えたのは、単身世帯、親元にとどまる未婚者、離婚した男女、不安定就労者、賃貸住宅に住む続ける世帯などである。結婚するかどうか、持ち家を取得するかどうかにかかわらず、より多彩な生き方をニュートラルに支える政策が求められる。

政府は、「家族化」を好み、促進しようとする一方、「個人化」には冷淡である。このバイアスは、克服される必要がある。高齢者が増え、経済衰退が続けば、セキュリティ形成の「家族化」を促す方針が現れる。しかし、この方向性に傾く政策は、「個人化」する人たちをさらに周縁化する結果を生む。

問われているのは、住まいに関する新たな“社会契約”が可能なのかどうか、可能であるとすれば、それはどのような内容を持ち、どのような政策を必要とするのか、という点である。戦後に大衆化した住宅所有は、社会統合を進める役割をはたした。多数の夫婦がマイホーム取得をめざし、“住宅所有に根ざす民主社会”に参加した。これに対し、“脱成長”社会が、住まいに関し、人びとに何を“約束”するのは、依然として不明確なままである（Hirayama and Izuhara, forthcoming）。中間層の持ち家促進ばかりを優先させ、人生の多様さを尊重しない住宅政策は、社会統合を不安定にし、傷つける危険をはらむ。それが持続可能とはいえないことだけは、確かである。■

《文献》

- Hirayama, Y. (2010) Housing pathway divergence in Japan's insecure economy, *Housing Studies*, 25 (6) pp.777-797.
- Hirayama, Y. (forthcoming) Individualization and familization in Japan's home-owning democracy, *International Journal of Housing Policy*.
- Hirayama, Y. and Izuhara, M. (forthcoming) *Housing in Post-Growth Society* (Basingstoke: Palgrave Macmillan.)
- 平山洋介 (2011) 『都市の条件—住まい、人生、社会持続』 NTT 出版。
- 住宅政策提案・検討委員会 (2013) 『若者の住宅問題』 ビッグイシュー基金。
- 加藤彰彦 (2005) 「『直系家族制から夫婦家族制へ』は本当か」『コーホート比較による戦後日本の家族変動の研究』日本家族社会学会全国家族調査委員会。
- Ronald, R. (2008) *The Ideology of Home Ownership* (Basingstoke: Palgrave Macmillan.)
- Saunders, P. (1990) *A Nation of Home Owners* (London: Unwin Hyman.)